

不正競争	判決年月日	令和7年2月19日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和5年（ネ）第10061号		
○ 被控訴人が、その販売する商品（ドライヤー）についてした広告における表示が、不正競争防止法2条1項20号の「商品の品質について誤認させるような表示」に該当するとは認められないと判断された事例				

(事件類型) 不正競争行為差止請求 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 不正競争防止法2条1項20号、3条

(原判決) 東京地方裁判所令和4年(ワ)第14148号

判 決 要 旨

- 1 控訴人（一審原告：X）は、家電製品の販売等をする会社であり、被控訴人（一審被告：Y）は、家電製品の製造、輸出及び販売等をする会社であって、X及びYのいずれもヘアードライヤー（以下「ドライヤー」という。）を販売している。

本件は、Xが、Yの販売する特定のドライヤー（Y商品）の広告における表示（Y各表示）は、Y商品の品質について誤認させるような表示（品質誤認表示）であり、この表示をする行為は不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項20号の不正競争に該当すると主張して、Yに対し、不競法3条に基づき、当該表示行為の差止め及び当該表示の抹消を求めた事案である。

Xは、訴訟提起に当たり、Y各表示のそれぞれについて検証試験（以下「提訴時検証試験」という。）を実施し、提訴時検証試験の結果に基づき、Y各表示が品質誤認表示に当たると主張した。

- 2 原判決は、提訴時検証試験に関する報告書は、いずれも、Y各表示がY商品の品質につき誤認を生じさせるものであることを裏付けるに足りるものとはいえず、他にこれを裏付ける証拠もないとして、Xの請求をいずれも棄却した。Yは、原審段階において、Y各表示に関する裏付けとなるデータ等を開示せず、Xは、このようなYの訴訟対応について、具体的態様の明示義務（不競法6条）及び積極否認の際の理由明示義務（民事訴訟規則79条）に違反すると主張したが、原判決は、事案に鑑み付言するとして、①本件において主張立証すべき対象は、侵害判断のための対比検討が可能な程度に、Y各表示において既に具体的に示されており、「侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的態様」（不競法6条）が明らかでないとはいえないこと、及び②具体的態様の明示義務に基づき相手方に対して具体的態様の明示を求め得るためには、濫用的・探索的な提訴等を抑止する観点から、当該事案の性質・内容等を踏まえつつ、提訴等を一応合理的といい得る程度の裏付けを要すると解されるところ、Xによる提訴時検証試験は、その実験方法がY各表示の検証・確認実験として不適切であり、また、そ

の結果にはそれぞれ疑義があることを踏まえると、上記の程度の裏付けがされているとはいえないことから、Yの対応をもって具体的態様の明示義務等に違反するものとまではいえないと判断した。

- 3 Xが原判決を不服として控訴したが、控訴に当たり、Y各表示に関し、新たな検証試験（以下「控訴時検証試験」という。）を実施した。

Yは、控訴審において、Y各表示が実験に基づくものであることを裏付けるためのバックアップの証拠を提出した。この証拠には、Y各表示が実験に基づくことを示すものであるとYが主張するものとして、実験に関する業務手順書、実験結果検証資料等の文書（以下「実験結果報告書等」という。）が含まれる。

- 4 本判決は、以下のとおり、Y各表示は不競法2条1項20号の品質誤認表示に当たるとは認められないと判断し、原判決は結論において相当であるとして、控訴を棄却した。

(1)ア ある者の表示行為が不競法2条1項20号の品質誤認表示に当たると主張し、不競法に基づく損害賠償請求又は差止めを求める訴訟が提起された場合、当該表示行為が品質誤認表示であることの主張立証責任は、訴訟を提起した者（一審原告）にあると解すべきである。しかし、当該表示が、具体的な試験等に基づくものであるとの認識を需要者に抱かせる場合には、当該表示を裏付ける資料等を欠くならば、当該表示行為は品質誤認表示に当たると解されるから、当該表示行為をした者（一審被告）が当該表示を裏付ける資料等を提出しなければ、一審原告による品質誤認表示の主張立証が成功したと解される余地がある。本件では、Yが実験結果報告書等を提出し、Xが提出した提訴時検証試験及び控訴時検証試験の結果を提出しているので、これらを参酌して、Y各表示が品質誤認表示に当たると認められるかを検討する。

イ Y各表示は、Yのウェブページ及びカタログに掲載され、一般消費者に対し、被控訴人商品を使用することによってもたらされる効果を示し、その購買意欲を促すことを目的とするものであるが、Y各表示に示される効果は、使用者が視認できない機能によるものであり、効果の度合いは、その測定方法が一義的に決められているものではなく、使用環境、使用方法、個人差などの条件によっても大きく異なり得るものであり、効果には個人差がある旨の注意書きも付されているところであって、このようなY各表示を見た一般消費者は、具体的な数値や実験結果については、効果の程度やその裏付けとなる科学的根拠の存在を示すものとして理解するにとどまり、それが厳密に正確なものであるかという点についてはそれほど高い関心を有しないものと考えられる。このようなY各表示の内容、性格等に照らせば、Y各表示の記載内容について、厳密な正確性が認められなければ直ちに品質誤認表示に当たると判断されるのではなく、Y各表示が相当の科学的根拠に基づくことが認められる場合には、品質誤認表示に当たるとは認められない。

- (2) Yが証拠として提出した実験結果報告書等によれば、Yは、その社内で作成した業

務手順書に基づき、Y各表示に関して実験を行い、これに基づいて実験結果検証資料を作成したことが認められる。そして、YがY各表示について実施した個々の試験に係る実験結果報告書等の記載の具体的内容からすれば、Y各表示は、いずれも、業務手順書に基づいてYが実施した試験の結果の範囲内で、Y商品の性能又はY商品による効果を表示したものであるということが出来る。

Xが行った提訴時検証試験及び控訴時検証試験は、いずれも、Yが実施した試験がY各表示の裏付けとならないことを示すに足りるものとはいえず、Y各表示が品質誤認表示であることを認めるに足りるものとも解されない。

- (3) Y各表示の中には、Y商品の前に発売された機種（前機種）の広告における表示を流用した記載や写真が存在するが、その表示内容が一般の消費者を基準として被控訴人商品の品質を誤認させるものでなければ、不競法2条1項20号の品質誤認表示には当たらないものであり、前機種の広告表示と同一の内容を含むものであることの一事をもって、品質誤認表示に当たるとはいえない。

Y各表示の中で前機種の広告における表示を流用したものには、前機種について行われた試験の結果を表示したグラフ等の記載が含まれている。しかし、個別具体的に検討すると、流用された表示がY商品の試験結果と同様の結果を示すものであるとの事情、あるいは、流用された表示の方は、Y商品を用いた試験の結果よりも性能が低いことを意味する数値を表示するものであって、実際には有していない性能を有していると誤認させて一般消費者に商品の購入を促していないとの事情等が認められるから、本件では、Y各表示において前機種について行われた試験の結果の表示の流用があることによって、Y各表示が品質誤認表示に当たるとは認められない。

その他の表示についても、前機種の広告における表示の流用があることにより、Y各表示が品質誤認表示に当たるとは認められない。